

～中小企業者の皆様へ～

丸亀市融資制度をぜひご利用ください

～保証料及び支払った利子の一部を補給する制度があります～

丸亀市中小企業融資制度

【対象者】	市内に営業所もしくは主たる事務所を有する中小企業者(NPO法人も含む)、又は市内に1年以上住所を有する個人事業者。 ※いずれも、市内で6か月以上同じ事業を営み、市町村税を完納している人で、香川県信用保証協会の保証対象となる業種。なお従業員数が、 ・商業・サービス業…5人以下(ただし、宿泊業及び娯楽業については20人以下(NPO法人は除く)) ・製造業・その他…20人以下
【取扱金融機関】	百十四銀行、中国銀行、阿波銀行、伊予銀行、四国銀行、香川銀行、徳島銀行、愛媛銀行、高松信用金庫、観音寺信用金庫、香川県信用組合
【融資限度額】	設備資金…700万円 運転資金…500万円 設備・運転資金…700万円
【返済方法】	72か月元金均等分割払(6か月以内で据置期間を置くことが可能)繰上償還も可能
【利率】	年2.0%
【保証人及び担保】	・原則として法人の代表者を除いては、保証人を徴求しないこととする。 ・県内に居住し、市町村税を完納し、保証能力がある人・原則として無担保
【その他】	<ul style="list-style-type: none"> ■融資の申込みは、1借入申込者1口に限る。 ■中小企業融資を現在受けている人が、再度借入する場合は、返済期間の3分の2以上、約定どおり返済された場合可能 ※このとき、中小企業融資等返済状況報告書の添付が必要。 ■保証料0.40%～1.55% ただし、セーフティネット保証を利用する場合は、保証料が0.6%となります。 ※保証料は、県信用保証協会(TEL087-851-0062)へお問い合わせください。 ■市内に住所があり、市町村税を完納し、期限内に融資金を約定どおり完済された人には、完済後3か月以内に申請すると、保証料相当額の補給金を交付。 ■市内に住所があり、市町村税を完納し、期限内に該当する年度の返還金を約定どおり返済された人には、年利1%に相当する額の利子補給金を交付。ただし、毎年度4月末日までに申請しなければならない。 ■県信用保証協会の保証対象とならない業種(農業、林業、漁業、風俗関連営業、風俗営業の許可を受けている飲食業、金融・保険業等)ならびに、県信用保証協会の代位弁済を受け、その責務の履行が終了していない人およびその連帯保証人等は申し込み不可。

●お問い合わせは…丸亀商工会議所 (TEL22-2371) まで

※なお、取引のある取扱金融機関に前もってご相談されることをお勧めいたします。

※お気軽にお問い合わせください

ご贈答/お中元/各種コンペ/内祝/お土産

丸亀の電球屋

本社
株式会社 横匠
香川県綾歌郡宇多津町浜三番丁37-4
☎0120-45-2860

丸亀売店
丸亀市城東町2-10-17
☎0877-22-6856

損保ジャパン日本興亜

安心のために できることのすべてを

損保ジャパンと日本興亜損保は2014年9月1日に合併し、
新会社「損保ジャパン日本興亜」としてスタートいたしました。

損保ジャパン日本興亜、誕生。

損害保険ジャパン日本興亜株式会社 高松支店 丸亀支社
〒763-0001 香川県丸亀市風袋町209 TEL.0877(23)0086 <http://www.sjnk.co.jp/>

まだ商工会議所の会員でない方を、ぜひご紹介ください。